

環境省令第六号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の五並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第一号並びに第六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月六日

環境大臣 石原 伸晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の二第一項第三号中「一般廃棄物収集運搬業者」の下に「（他の法令の規定により一般廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。次項において同じ。）」を加える。

第七条の二第一項第一号中「及び他の法令の規定により産業廃棄物処理基準に従い産業廃棄物を収集又は運搬する者」を「（特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者を除く。）」に改め、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」の下に「（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第七条の七第一号中「パーソナルコンピュータ」を「小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）」に、「金属及びガラス」を「金属、ガラス又は陶磁器」に改める。

第十二条の七の十六第一号中「パーソナルコンピュータ」を「小型電子機器等」に、「金属及びガラス」を「金属、ガラス又は陶磁器」に改める。

第十二条の七の十七第三項第二号二の次に次のように加える。

ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

## 附則

(施行期日)

第一条 この省令は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十六年環境省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改正する。

第三条 削除